

鴨川市市民提案によるまちづくり支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月3日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第17号

鴨川市市民提案によるまちづくり支援事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市市民提案によるまちづくり支援事業実施要綱（平成22年鴨川市告示第79号）の一部を次のように改正する。

別表限度額の項中「50万円」を「30万円」に、「33万3,000円」を「20万円」に、「25万円」を「15万円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度以後の年度分の補助金について適用する。